

給付事業

給付内容

会員に次の給付事由が発生したとき、給付申請書兼給付事由証明書の提出により給付金を支給します。給付の条件や金額は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（略称：全労済協会）との自治体提携慶弔共済保険契約により支給します。

（申請方法及び支給方法・その他注意事項は、P.21をご参照ください。）

給付事由		給付金額	添付書類〔〕部分は【必須書類】
住宅災害	火災等による 会員の居住する建物・家財の損害の程度が	50%以上	300,000円
		30%以上50%未満	210,000円
		20%以上30%未満	150,000円
		20%未満	60,000円
	自然災害による 会員の居住する建物の損害の程度が	70%以上	90,000円
		20%以上70%未満	45,000円
20%未満		9,000円	
	床上浸水	18,000円	
死亡	会員本人	交通事故による死亡	500,000円
		不慮の事故による死亡	300,000円
	疾病死亡	65歳未満の方の場合	200,000円
		65歳以上の方の場合	100,000円
	家族	会員の配偶者の死亡	50,000円
		会員の子の死亡	10,000円
		会員の親の死亡	10,000円
		住宅災害による会員の同居親族の死亡	20,000円
重度障害・後遺障害	交通事故による後遺障害	500,000円～200,000円	
	不慮の事故による後遺障害	300,000円～12,000円	

給付

重度障害・後遺障害	疾病重度障害	65歳未満の方の場合	200,000円	<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害は自治体提携慶弔共済保険 普通保険約款に定める後遺障害等級表の第1級、第2級または第3級の②③④の状態を指します。 以下、全労済協会 自治体提携慶弔共済保険 普通保険約款 一部抜粋「後遺障害等級」 <table border="1"> <tr> <td>第1級</td> <td>① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したのもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>① 1眼が失明し、他眼の視力（視力の測定は万国式試視力表による。以下同様）が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>② 咀嚼または言語の機能を廃したのもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</td> </tr> </table> <p>後遺障害に関しては疾病での給付はできません。</p>	第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したのもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの	第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力（視力の測定は万国式試視力表による。以下同様）が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの	第3級	② 咀嚼または言語の機能を廃したのもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
		第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したのもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの							
		第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力（視力の測定は万国式試視力表による。以下同様）が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの							
第3級	② 咀嚼または言語の機能を廃したのもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの									
65歳以上の方の場合	100,000円									
傷病	休業14日以上30日未満		5,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付申請書兼給付事由証明書 ・ 医師の診断書 [写し可] ・ 医師の診断書と休業日数が異なる場合、事業所発行の休業証明書 ・ 医師の診断書と休業証明書の日数が異なる場合、出勤簿またはタイムカード [写し可] ・ 給付申請は休業から復帰後に提出 ・ 一つの傷病に対して最大で120日まで給付限度 						
	休業30日以上60日未満		10,000円							
	休業60日以上90日未満		15,000円							
	休業90日以上120日未満		20,000円							
	休業120日以上		25,000円							
祝金	結婚祝金		10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付申請書兼給付事由証明書 ・ 会員本人の戸籍全部事項証明書(謄本)または婚姻届受理証明書 [写し可] ・ (併せて)会員登録変更届(ガイドブック巻末参照:同居家族の追加) ・ 給付申請書の事由確定日欄には入籍日を記載 ・ 結婚により名字が変わった場合は結婚後の名字(新姓)を記載 						
	銀婚祝金 (25周年)		10,000円							
	還暦祝金	本人が60歳	10,000円							
	出生祝金		10,000円							
	就学祝金	子の小学校入学	5,000円							
	子の中学校入学	5,000円								

給付

